

所得制限限度額表

手当を受けようとする人、その配偶者（父もしくは母が障害の場合）又は生計同一の扶養義務者（父母・祖父母・子・兄弟など）の前年（1月から6月までに請求する人については前々年）の所得が次表の額（本人の場合は一部支給欄の額）以上であるときには、手当は支給されません。所得は課税台帳で確認します。

（平成30年8月～）

扶養親族等の数	請求者本人		孤児等の養育者 配偶者 扶養義務者
	全部支給	一部支給	
0人	490,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	870,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,630,000円	3,060,000円	3,500,000円
以降1人につき	380,000円 加算	380,000円 加算	380,000円 加算
加算額	70歳以上の同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円 特定扶養親族又は16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族1人につき 150,000円		扶養親族が2名以上で、うち老人扶養親族がある場合、老人扶養親族1人につき（扶養親族が老人扶養親族のみの場合は1人を除いた1人につき） 60,000円

児童の父もしくは母から該当児童のための養育費を請求者本人又は児童が受け取った場合はその額の8割相当額が所得に加算されます。

サラリーマンの場合

所得 = (年間収入金額 - 給与所得控除) + (児童の父もしくは母からの養育費等金品の8割に相当する金額) - 80,000円 - 「主な控除」

<主な控除>

障害者控除、寡婦(夫)《みなし適用あり》、特別寡婦、特別障害者、勤労学生などの控除があります。ただし、受給者が母(父)である場合は寡婦(夫)と特別寡婦の控除を除きます。